

建設業法遵守のお願い

全国サイディング事業協同組合連合会
代表理事 仲本 純

建設業法では、不当に低い請負金額での発注が禁止されています。

無理な契約内容を下請負人に強いることは、手抜き工事などの原因になることに加え、経済的基盤の弱い中小零細企業の経営の安定を阻害することにつながります。

請負金額は工事の難易度や施工条件などを反映して決定するものであるため、原価に満たないような低い請負金額での契約を強いることは建設業法違反になります。

下請負人にとって、特定の元請負人との取引依存度が高い場合には、その元請負人が下請負人にとって著しく不利益な契約条件により工事を発注しても、下請負人としてはその条件を受け入れざるを得ない場合があります。

その条件を受け入れた場合は、直接作業を行う職人の手間賃を下げざる終えなくなり、その結果十分な工数の確保が阻害され、外壁機能を保証するために必要とされる品質が保てなくなる事が予想されます。

元請・下請間においては、どうしても元請が強い立場になることが多いですが、元請負人がこのような立場を利用して、通常必要と認められる原価を下回るような請負金額による契約を下請負人に強いることを禁止しております。

元請負人としては、通常必要と認められる原価を下回る請負代金による受注を強要することがないように、重ねてお願い申し上げます。

以上